



通算第97号

1965~1966-3-2  
函館北ロータリークラブ

第87回例会

例会場 明治生命館  
例会日 毎週水曜日  
12.30~13.30

本日のプログラム

会員卓話 ◊ 本州と北海道の連絡 ◊ 成田会員

- 司 会 遠藤 会長
- 斉 唱 君が代 奉仕の理想
- ゲスト 函館税務署長 吉岡節男氏
- ビジター 北浜正治君(小樽南 化学薬品配布)  
大沼文雄君他12名(函館) 大鎌政雄君他13名(函館東)

会 長 挨拶

1. 今月お誕生の方々を祝福して乾盃致します
2. 本日例会終了後、年次総会を開催しますので全員お残り願います。

ニコニコ・ボツクス

1. お誕生日おめでとう。青柳君(8日) 山形君(8日) 高田君(10日)  
森君(13日) 高杉君(22日) 船矢君(30日)
2. 御結婚記念日おめでとう。 神原君(10日) 高田君(25日)
3. 奥様のお誕生日おめでとう。 俣野君 山内君 西村君 外山君  
市川君 飯田(神)君
4. 山形会員の御長女が遺愛高校に合格されました。おめでとうございます。

卓 話 ◊ 所得申告と企業減税について ◊

函館税務署長 吉岡節男氏

A 所得税申告に当たりの注意事項

皆様方に最も関係あり、又わずらわしい部門について御説明致します。

1. 配当所得

配当所得は他の所得と合算して、総合課税の対象となるので、申告を必要とするのが原則です。但し例外があります。一つは配当所得が年5万円以下の場合で、申告の必要がなく、もう一つは年配当が5万円以上の場合の「源泉選択制度」です。年間配当所得が80万円以下の場合には申告したほうが有利で、120万円以上の場合には申告しないほうが有利のようです。

私は今ではロータリーに楽しく出席しております。今日ではロータリーも理解され、明るいものになり、ロータリアンは逐年増加し、その運営も変つて来ました。外国に行つてみても、それぞれ特色を生かして、会合を楽しんでいるのが見られることは、本当に嬉しいことです。

勝木函館クラブ会長

ロータリーは1905年に4名の会員で発足し、以来61年の長い歴史が積み重ねられています。日本に出来たのは45年前で、北海道には昭和7年に村田先生の努力で札幌クラブがつくれ、続いて小樽に、昭和9年には函館にクラブが出来ました。「函館R.C.25年史」によると、25名で発足し、その中に登坂さん、渡辺熊四郎さん、光銭さん、原さん等の名があります。ロータリーでは、一業一人でお互いに抵触することなく、五分五分の立場で、友達として立派な人々におつき合い出来るのが特権であると思います。又ロータリーが61年間も続いたことは、友愛と奉仕の考え方が終始一貫していること、一業一人であること、お世話をする人が1年交代であること、出席義務はあるが60%ルールであつて長続きし易い、等が今日の発展をみた要素であると思います。創立記念日にあたり、私達は如何に考え、如何になすべきかを研究し、ロータリーの発展に寄与すべきであります。ロータリーの拡大に伴い、中央との繋がりがうすくなつたようですが、先ず地元がしつかりすべきです。

遠藤函館北クラブ会長

R.I. 創立61周年は、日本流に考えると還暦にあたります。還暦とは、室町時代の貴族が40才以後10年毎にお祝ひしたのが、次第に一般社会で行なわれるようになったものです。ここでポール・ハリスの約20年前のメッセージが思い出されます。「ロータリーに於いては、すべてが正しいと思われているとすればおしまいである。我々の努力はまだ小さな声にすぎない。世間が耳目をそばだてるような大きな声になれば世界の平和が来る。」北クラブは創立以来1年有半、函館の両先輩クラブの御愛情により順調に伸びております。先輩クラブにあやかるよう努力致す所存です。

小南函館東クラブ会長

61周年記念日の北海道のクラブ数は奇しくも61で、日本の11地区33,000人の約1割(29,000人)を占めています。但し出席率は最低です。ロータリーは窮屈との観念があつたようですが、私は肩のこらない会にしたいと思つてやつてきました。これを機会に一層反省し、函館3クラブが発展するよう努力したいと思ひます。

先週の確定出席率 80.00%



通算第98号  
1965-1966-3-9  
函館北ロータリークラブ

第88回例会

例会場 明治生命館  
例会日 毎週水曜日  
12.30~13.30

本日のプログラム

会員卓話 ♪ 10年後のテレビ ♪ 西村秀則君

- ※ 司会 遠藤 会長      ※ 斉唱 手に手つないで
- ※ ビジター 渡辺泰助君 (青森 味噌製造)  
菊地忠義君 (森 タクシー業) 住田清一君 (森 酒類販売)  
池見厚君他7名 (函館) 岡本貞児君他11名 (函館東)

※ 会長報告

1. 次年度R.I.会長は、北米合衆国ノースカロライナ州・チャペルヒルR.C.の、ルーサー・H・ホツヂス氏です。(R.I.ニュースより)
2. 我が北クラブの出席が良くなり、12月は61クラブ中56位であつたのが、1月には32位(89.16%)に躍進したのは嬉しいことです。

※ 幹事報告

1. 「インターシテイ・ゼネラル・フォーラム」の開催要項が決定しました。  
開催期日 5月29日(日曜) 会場 大森町「函館ロイヤル」  
所要時間 登録11~12時 フォーラム 12~17時  
懇親会 17時30分~19時30分

経費 登録料 500円 懇親会 1500円 写真代等は別  
役員 委員長 新善次君 リーダー 大沼文雄氏(函館)  
幹事 寺田稔氏(函館) 副幹事 戸栗力君  
SAA 小山欽司氏(函館東) 副SAA 飯田貢一君

フォーラム・リーダーの提出議題 会長 幹事あてのもの  
♪ 当地区に於けるロータリーはこれでよいのか? ♪  
各クラブの提出議題 次の6部門に区別して各クラブより提出する  
クラブ奉仕 職業奉仕 社会奉仕 国際奉仕  
ロータリークラブの拡大に関する問題 奨学制度に関する問題

○ 遠藤会長より、リーダーの提出議題は北クラブ会員全体の問題としても検討したいので、皆さんの声をお寄せ下さいとの付言がありました。又フォーラムに於けるアツセンブリーを3月23日に行なう予定です。

2. 不動産所得

土地 建物 船舶の貸付け等から生ずる所得のことです。特に減価償却費については一定の新築貸家住宅の場合、普通の償却範囲額の3倍を償却費とすることができますので御注意下さい。

3. 譲渡所得

土地 家屋 機械など本来販売を目的としない資産を譲渡したことにより生ずる所得のことです。これは全額課税しないのが原則で、計算方法は、  
総収入金額 - (譲渡資産の取得価額 + 譲渡経費) = 譲渡益  
譲渡益 - 特別控除額 = 譲渡所得 譲渡所得 × 0.5 = 課税譲渡所得  
これには特別が認められ、課税額が減らされます。それは一定の要件(1年以上所有していた資産を同じく1年以上所有していた資産と交換し、同じ用途にあてた場合)を備えた場合の固定資産の交換、資産の賦与、低額譲渡等の場合の譲渡所得(みなし譲渡)、居住土地家屋の譲渡、土地家屋の買換、土地収用法による土地、家屋などの収用等です。これ等にはいろいろ条件もありますが、何れも確定申告をしなければ適用になりませんので、充分御注意願います。

B 企業減税案の概要

時間がないので説明は省略させていただきますが、お帰りになつてからお手許に差し上げたプリントをお読み下さい。(所得申告関係も)

国民の税負担を軽減するため、昨年は850億、本年は公債発行とのかみ合わせで2,058億円が減税されることになりました。そのうち中小企業に対しては700億円の減税が考慮されています。これは閣議で決定されました。

何れにせよ、納税についての疑問があれば、私共のほうにお出で下さい。私あるいは担当者がいろいろ御相談に応じます。

※ 年次総会

3月2日 13.35~13.50 於明治生命館5階ホール

遠藤会長より次年度理事及び幹事を決定する件につき提案があり、選出法につき会員に諮つたところ、会長の指名する選考委員に一任することに全員賛成した。現理事全員及び役員が選考委員にあげられ、別室にて協議し、次のように次年度理事及び幹事が発表され、全員これを承認しました。

理事 飯田神生君 俣野君 成田君 山内君 神原君 水上君 遠藤君  
幹事 市川君 副幹事 石橋君 会計幹事 高田君  
SAA 杉本君 副SAA 山形君

※ 先週の確定出席率 83.33%